

部長会議付議事案書（報告）

（令和3年5月6日）

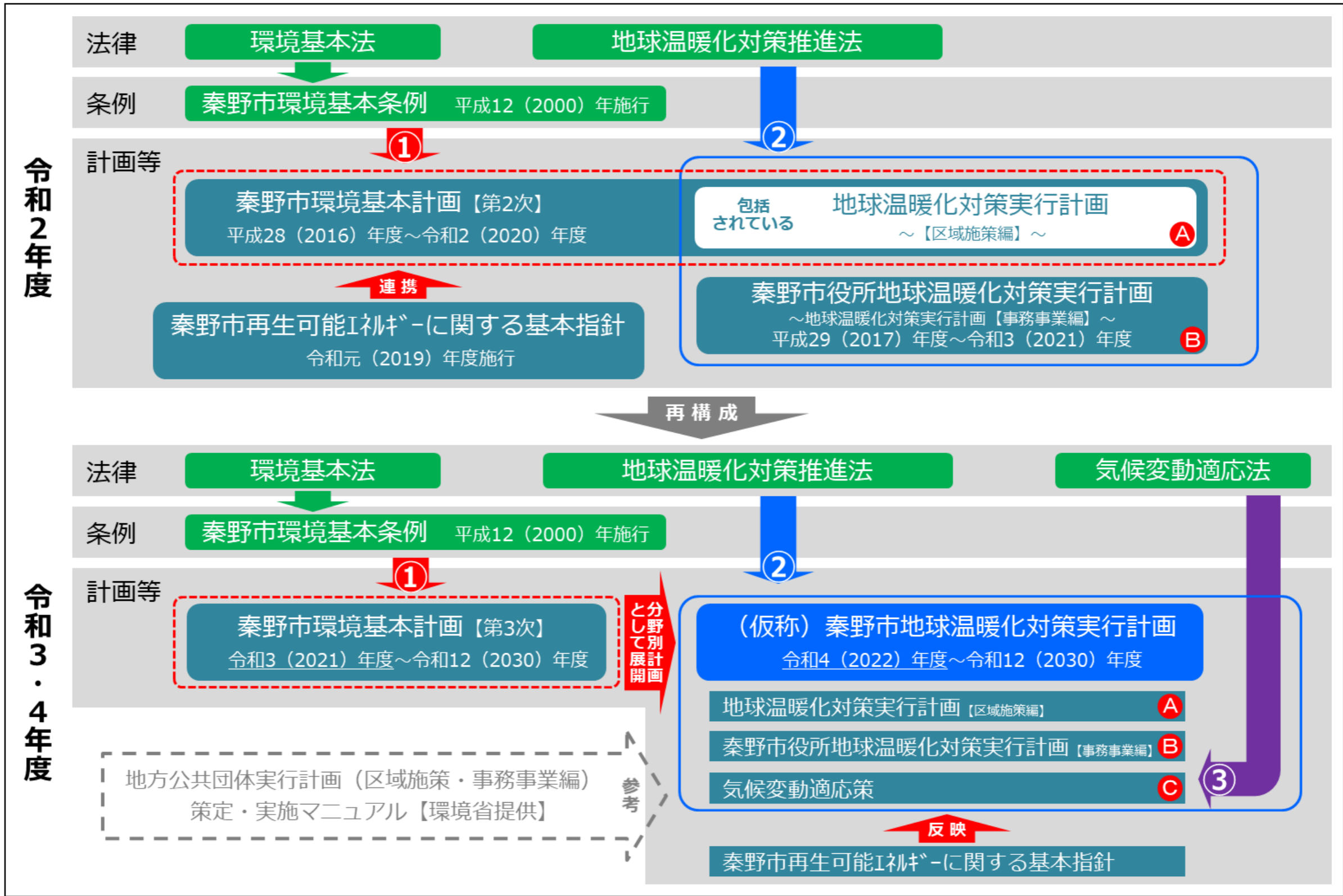
提案課名 環境共生課

報告者名 谷 芳生

<p>事案名</p>	<p>(仮称) 秦野市地球温暖化対策実行計画の策定に着手することについて</p>	<p>資料 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無</p>
<p>提案趣旨</p>	<p>地球温暖化対策については、2015年に採択された国際的枠組みである「パリ協定」に基づき、我が国を含む世界各国において、温室効果ガスの削減に向けた取組が進められています。</p> <p>本市では、昨年度に行ったゼロカーボンシティ表明を踏まえ、温暖化対策に係る取組を推進していくため、地球温暖化対策に関する法律（以下「温対法」という。）に定める地方公共団体実行計画として、「(仮称) 秦野市地球温暖化対策実行計画」（以下「実行計画」という。）を策定するものです。</p>	
<p>概要</p>	<p><b>1 実行計画の位置付け</b>（資料1のとおり）</p> <p>実行計画は、温対法第21条第1項（市町村の事務及び事業で排出される温室効果ガスに対する措置）及び第3項（市域の自然的社会的条件に応じて排出される温室効果ガスに対する措置）に基づき策定するものです。</p> <p>本市の場合、前者については、平成29年度から令和3年度までを計画年限として策定しており、後者については、第2次秦野市環境基本計画（後期基本計画）に包括させていたもの。</p> <p><b>2 実行計画の概要</b></p> <p>(1) 秦野市が一事業所として担う責務（温対法第21条第1項に関わる措置）</p> <p>(2) 市域全体をまとめる責務（同条第3項に関わる措置）</p> <p>(3) 気候変動適応法に基づく気候変動にかかる施策</p> <p>実行計画の策定には、新設する地球温暖化対策推進本部を活用し、組織横断的な検討のも行おうものとします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【推進本部委員※（22名）】</p> <p style="text-align: right;">◎本部長 ○副本部長</p> <p>◎市長 両副市長（うち、○環境産業部を担任する副市長） 教育長 政策部長          総務部長 暮らし安心部長 文化スポーツ部長 福祉部長 こども健康部長          環境産業部長 はだの魅力づくり担当部長 都市部長 建設部長 会計管理者          議会局長 上下水道局長 教育部長 消防長 監査事務局長 農業委員会事務局長 選挙管理委員会事務局長</p> </div> <p>※秦野市行財政経営最適化委員会の構成員に準じる。          地球温暖化対策、ひいてはゼロカーボンの実現には、各機関（附属機関を除く）や議会の枠を超えた組織体制で臨む必要があることから、市長の主宰のもとその事務執行を補助する全ての組織の長を選任したものの。</p> <p><b>3 計画の期間</b></p> <p>令和4年度から令和12年度までの9か年とし、取組及び数値目標の達成状況や社会情勢の変化に対応するため、令和7年度を目安に見直しを行います。</p>	

経過	<p>平成21年12月 秦野市地球温暖化対策地域推進計画策定</p> <p>※平成24年～28年 改定を見送り（国における具体的方針の停滞を踏まえ）</p> <p>平成28年3月 第2次秦野市環境基本計画（後期基本計画）策定</p> <p>令和3年3月 第3次秦野市環境基本計画策定</p> <p>〃 4月20日 政策会議において、ゼロカーボンシティの実現に向けた基本方針に定める事項（実行計画の策定及び位置付け）として決定。（資料2のとおり）</p>
今後の進め方	<p>事務スケジュール（資料3のとおり）</p>

■ 法体系による計画の位置付けと整理



■ 主要な改定ポイント (①～ ③)

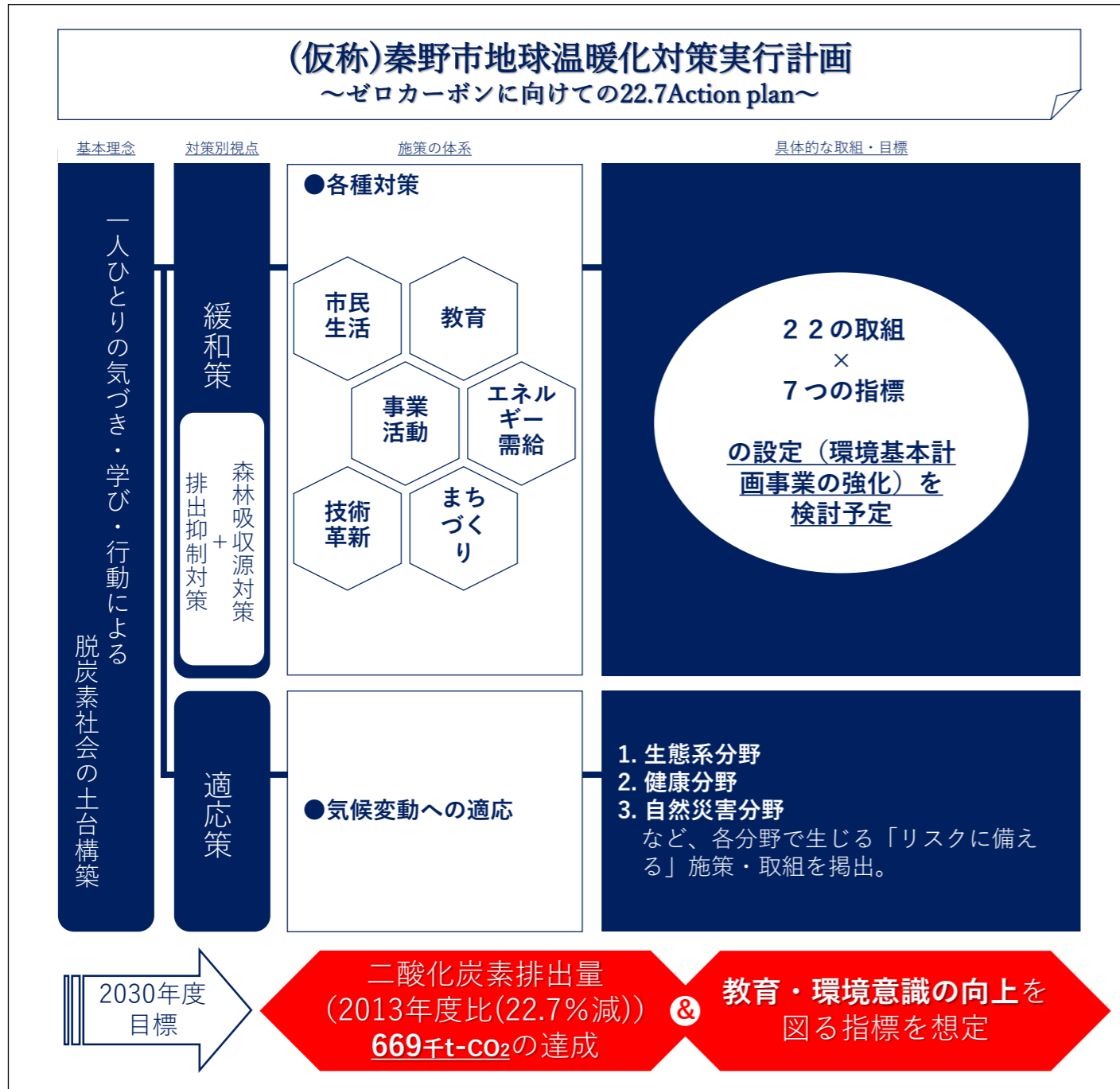
- ①環境基本法体系**

秦野市環境基本条例第10条に基づく環境分野における総合的計画として位置付け、環境の視点から分野別計画及び諸施策を統括するもの。
- ②地球温暖化対策推進法体系**

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項(事務事業編(B))及び第3項(区域施策編(A))を一元化し、地球温暖化対策に特化した分野別計画として展開するもの。  
 ※再生可能エネルギーに関する基本指針は、計画への積極的な反映に活用するもの
- ③気候変動適応法体系 (平成30年施行)**

法的仕組みの整備及び第4条(地方公共団体の責務)の趣旨を踏まえ、気候変動への適応に資する施策(C)を計画内に位置付け明確化し、また、組織横断的に取り組むもの。  
 ※環境基本計画や地球温暖化対策実行計画に包括が可能

■ 計画の体系骨子



みらい  
につながる  
意識を培う

地域の範  
となる事業所  
を目指す

国・県の政策動向

- 国：地球温暖化対策計画（2016年5月閣議決定）
1. 中期目標(2030年度)……温室効果ガス排出量2013年度比「26%減」
  2. 長期目標(～2050年度)……80%の温室効果ガス排出削減
- ※1.2共に見直しの可能性が高い
- ：気候変動適応計画（2018年11月閣議決定）
1. 気候変動影響の被害の防止・軽減
  2. 国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全
  3. 安全・安心で持続可能な社会
- ：2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン戦略（2020年12月決定）  
経済と環境の好循環につなげるための産業政策
- 県：神奈川県地球温暖化対策計画（2016年10月改定）  
「かながわグランドデザイン」を補完する、政策分野「エネルギー・環境」の軸となる個別計画として位置付けられ、「神奈川県環境基本計画」及び「かながわスマートエネルギー計画」に基づく施策と連携しながら地球温暖化問題の解決を図るもの。
- 【削減目標】  
2030年度(令和12年度)の県内の温室効果ガスの総排出量、2013年度(平成25年度)比「27%削減」 8,198万t-CO<sub>2</sub> → 5,985万t-CO<sub>2</sub>  
H29実績(最新値)：7,734万t-CO<sub>2</sub>(▲5.7%)
- ：脱炭素ビジョン・シナリオ（2021年10月策定予定）  
具体的な取組ではなく分野ごと等の取組の方向性を明記  
→神奈川モデルとして、他自治体への波及、ひいては国へのインパクトを想定

← 協調

秦野市の環境政策

- 第3次秦野市環境基本計画  
総合的計画として位置付け、以下の5つの環境未来像に基づき体系的な推進を図ることとしている。
1. 水とみどりの環を守り、育み、生かすまち  
【共生型社会の実現に向けた取組】
  2. 地球環境の保全と変化への備えに地域から取り組むまち  
【脱炭素型社会の実現に向けた取組】
  3. ごみの減量・資源の循環により環境負荷が小さいまち  
【循環型社会の実現に向けた取組】
  4. 安全・安心・快適に暮らせるまち  
【快適で美しい都市空間の実現に向けた取組】
  5. 協働で広げる多様な主体が輝くまち  
【気づき、学び、行動できる社会の実現に向けた取組】
- このうち、環境未来像「2.」において、気候変動及び地球温暖化対策に関連する基本施策(具体的取組数)が設定されている。
- ◆地球温暖化対策の推進
    - 1. 二酸化炭素排出量の削減【緩和策】……(6)
    - 2. 気候変動に対する取組の強化【適応策】……(4)
  - ◆省エネルギー行動の促進及びエネルギー転換の検討
    - 1. 省エネルギーを意識した行動の促進……(4)
    - 2. 再生可能エネルギーの導入と活用の検討……(3)
- 基本施策数 : 12  
●具体的取組数 : 91  
●数値目標数 : 12  
(重点戦略) : 2

← 特化

## ゼロカーボンシティの実現に向けた基本方針について (政策会議決定事項(令和3年4月20日実施))

ゼロカーボンに代表される脱炭素社会の実現は、2050年という未来のゴールに対し、“今から何を実行すべきか”が問われている。

そこで、ゼロカーボンシティへの挑戦を表明した本市においては、その実現に向け、「組織の編成」と「施策の充実」の視点を中心に、足元からの取組みを効率的かつ効果的に機能させる推進体制を構築する必要がある。

そこで、2050年までの政策の方向性を「基本方針」として設定し、その基本方針を着実に推進する「実行計画」には、(仮称)秦野市地球温暖化対策実行計画を位置付け、もって地球環境の危機への責務を持続可能な形で果たしていくものとする。

### 1 基本方針について

#### (1) フェーズ(地球温暖化対策の進捗段階)による設定

2050年までの約30年間については、国内外の潮流及び市域の動向を反映させた【Road1.土台の形成】→【Road2.検証と転換】→【Road3.1,2の集大成と最終調整】のフェーズを設定し、これを基本方針として位置付け、そのテーマに沿った施策を展開する。

#### (2) 基本方針のテーマ

##### Road.1【2021～2030】数値目標の達成と教育、意識の徹底

「パリ協定」遵守に向けた取組の推進と教育的アプローチの強化

以降のフェーズは、国及び県(脱炭素ビジョン・シナリオ(令和3年10月策定予定))の動向を注視し、情報を共有しながら具体的な方針として描いていく。

##### Road.2【2031～2040】多面的思考に基づいた施策の拡充

Road.1で明らかとなった成果と課題、実現すべき未来に必要な取組の検証と分析に基づく施策の拡充 ↓

##### Road.3【2041～2050】ゼロカーボンシティに向けた最終調整

環境を基盤とした「まち・ひと・しごと」の充実

### 2 実行計画について

基本方針に基づく実行計画として「(仮称)秦野市地球温暖化対策実行計画」を位置付け、これまでの取組から明らかとなった課題(裏面)について、関連する主体との協働も視野に、具体的な取組を検討する。

また、取組を実行するうえですべての行動の基盤となる「人づくり(環境教育等による一人ひとりの意識向上の徹底)」にも注力し、課題の解決はもとより、この期間で培った「行動意識」の次のフェーズへのスムーズな移行を目指す。

●現状と対策すべき課題

(1) 現状（二酸化炭素排出量(千t)と削減率(%)の推移)

		H25	H29	H30※1	現状値	R12	目標値
		■基準年	(H25比)		(H25比)	■目標年	(H25比)
産業部門※1		330千t	286千t (▲13.3%)	263千t	▲20.3%	313千t	▲5.5%
民生部門 ※2	業務	145千t	157千t (↑8.3%)	149千t	↑2.8%	89千t	▲39.1%
	家庭	189千t	167千t (▲11.6%)	172千t	▲9.0%	116千t	▲38.6%
運輸部門※2		184千t	170千t (▲7.6%)	166千t	▲9.8%	135千t	▲26.7%
廃棄物部門※1		17千t	16千t (▲5.9%)	18千t	↑5.9%	16千t	▲4.3%
合計		865千t	796千t (▲7.9%)	768千t	▲11.2%	669千t	▲22.7%

【課題の捉え方(赤枠内)】

※1. 産業部門については、排出量こそ最大量であるが、**H30 現状値(▲20.3%)が目標値(▲5.5%)を大幅に達成している**ことから、現状の維持・向上に重点を置いた取組を継続していくものとする。

また、廃棄物部門についても、排出量が増加しているものの、**最小量で、かつ1tの差でも増減幅が大きく算出される**ことから、産業部門と同様の位置付けとする。

※2. **両部門とも、H29.30 現状値が目標値から大きく乖離**しており、より一層ノン・ステート・アクター（市を含むあらゆる主体）が課題を自覚し、コミットメントできるような抜本的な対策が求められる。

(2) 課題に対するアプローチ

ア 民生部門

高効率機器への交換や再生可能エネルギーの導入などの事業活動がメインとなるワークスタイルと、省エネや環境配慮行動などのライフスタイルにおける行動の転換が求められている。

イ 運輸部門

更なる技術革新に加え、カーシェアやオープン型宅配ボックスなど、生活の一部であるモビリティと、消費に関するライフスタイル（アと重複）の見直しが求められている。

ウ まとめ

両部門とも、事業者が担う役割が非常に大きく、行政の役割は、こうした事業活動に対して社会潮流に即した支援、あるいは、一事業所として率先して取り組むべき事項（庁舎のLED化、事務ペーパーレス化、電気自動車への転換など）の両面からのアプローチを実行するとともに、これらすべての行動の基盤となる「人づくり（環境教育等による意識向上の徹底）」にも注力すべきものと捉えている。

## 事務スケジュール

		事務局	環境審議会	庁内会議(推進本部/幹事会/作業部会)・各課照会	庁議等	市民意見
令和3年	4月				【※4/20】政策会議にて計画の位置付けを承認	
	5月	庁内組織設置要綱制定	【下旬】計画策定着手の報告等	【下旬】本部会議(1回目)	【5/6】定例部長会議にて報告	
	6月			【下旬】計画策定の協議(幹事・作業ごと：1回目)		・ワークショップ(オンライン開催も視野) ・WEBアンケート
	7月			情報収集		
	8月		意見聴取	【下旬】計画策定の協議(幹事・作業ごと：2回目)		
	9月			素案／案の作成		
	10月					
	11月		意見聴取	【上旬】全庁的な意見照会	【11/15】定例部長会議にて報告 【11/16】議員連絡会にて報告	パブリックコメントの実施
12月	パブコメの反映等	意見聴取		確認／調整		
令和4年	1月			確認／調整		
	2月		【中旬】計画案の諮問	【下旬】本部会議(2回目)		
	3月	答申受理後、速やかに公表	【上旬】計画案の答申			